

# 地域自立支援協議会について

## 【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

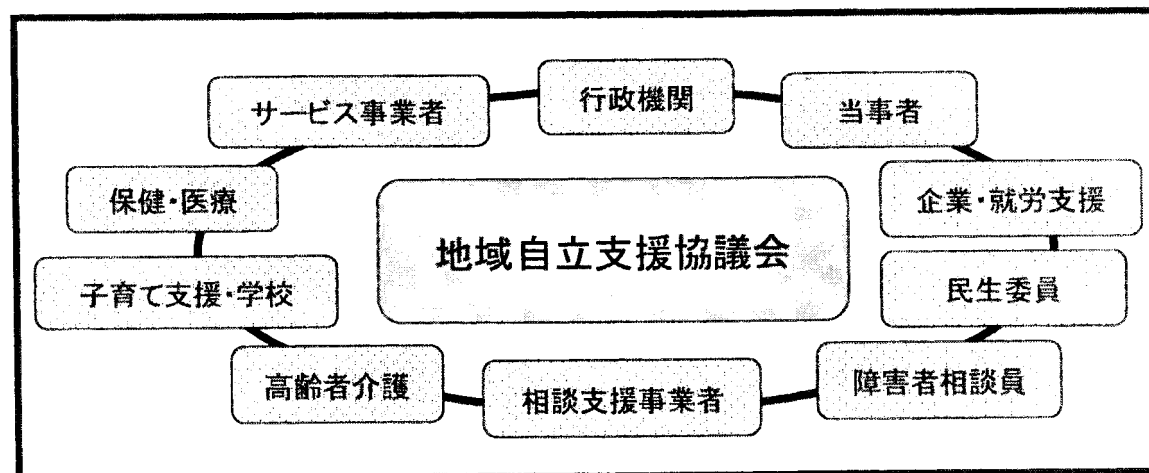
## 【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

## 【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



# 相談支援事業の実施状況について

## 1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

①実施主体	市町村直営 25%	委託 58%	直営+委託 17%
②市町村相談支援実施強化事業	実施 35%	実施予定 8%	未実施 57%
成年後見制度利用支援事業	実施 28%	実施予定 11%	未実施 61%
居住サポート事業	実施 12%	実施予定 6%	未実施 82%

## 2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

## 3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

## 4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

## 5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

## 虐待防止法制の概観

	0~17歳	18~64歳 (障害者)	65歳~
家庭内	児童虐待防止法 (平成12年11月施行)	—	高齢者虐待防止法 (平成18年4月施行)
福祉施設等	児童福祉法(改正案) ※今国会提出中	(障害者自立支援法)	

(注) 障害者の虐待防止法については、現在、議員立法に向けて検討が進められているところ。

## 障害者の虐待防止等に関する規定の状況

### 障害者基本法(昭和45年法律第84号)

理念

#### 第3条

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

### 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

目的

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的理念にのっとり、(中略)障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

市町村の責務

第2条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

三 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

#### 第42条

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### 第43条

2 指定障害者福祉サービス事業者は、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

※ 当該基準において、①利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない、②サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない等としている。

事業者の責務

### ○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

#### 附 則

第2条第2項 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

**I 総則**

- 高齢者虐待の定義の明確化
- 国及び地方公共団体、国民の責務

**II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等**

- 市町村による相談、指導、助言
- 養護者による高齢者虐待に係る通報(義務)
- 通報等を受けた場合に市町村がとるべき措置

**III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等**

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る市町村への通報義務
- 通報を受けた市町村から施設等を担当する都道府県への報告
- 虐待防止・高齢者保護のための老人福祉法・介護保険法による指導監督権限の適切な行使

**IV その他**

- 国による調査研究
- 第三者による財産上の不当取引による被害の防止
- 国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進

## 「高齢者虐待」の定義

### 高齢者虐待

養護者によるもの

養介護施設従事者等によるもの

#### 養護者による高齢者虐待

〔身体的虐待〕

〔ネグレクト〕

〔心理的虐待〕

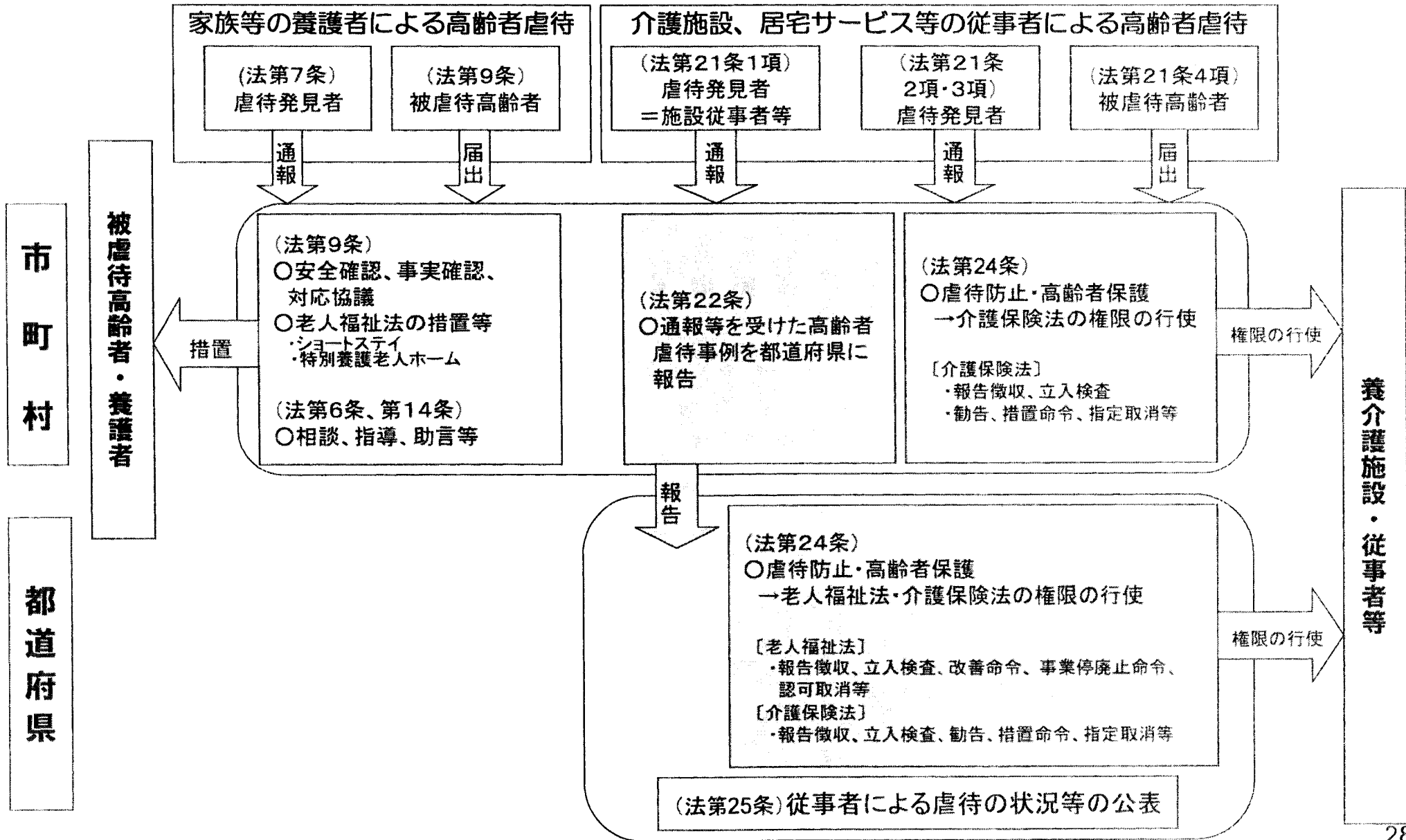
〔性的虐待〕  
〔経済的虐待〕

#### 1 養護者が高齢者に行う次の行為

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による①、③、④と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をし、させること。

#### 2 養護者・親族が高齢者の財産を不当に処分するなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

# 高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について



# 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書 (平成19年12月7日) (抜粋)

## Ⅲ 見直しの方向性

### 5 サービス体系の在り方

- 障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待の防止等のための制度について検討。



## 成年後見制度の概要

- 「成年後見制度」とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
- 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、「法定後見制度」においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人の保護・支援にあたる。

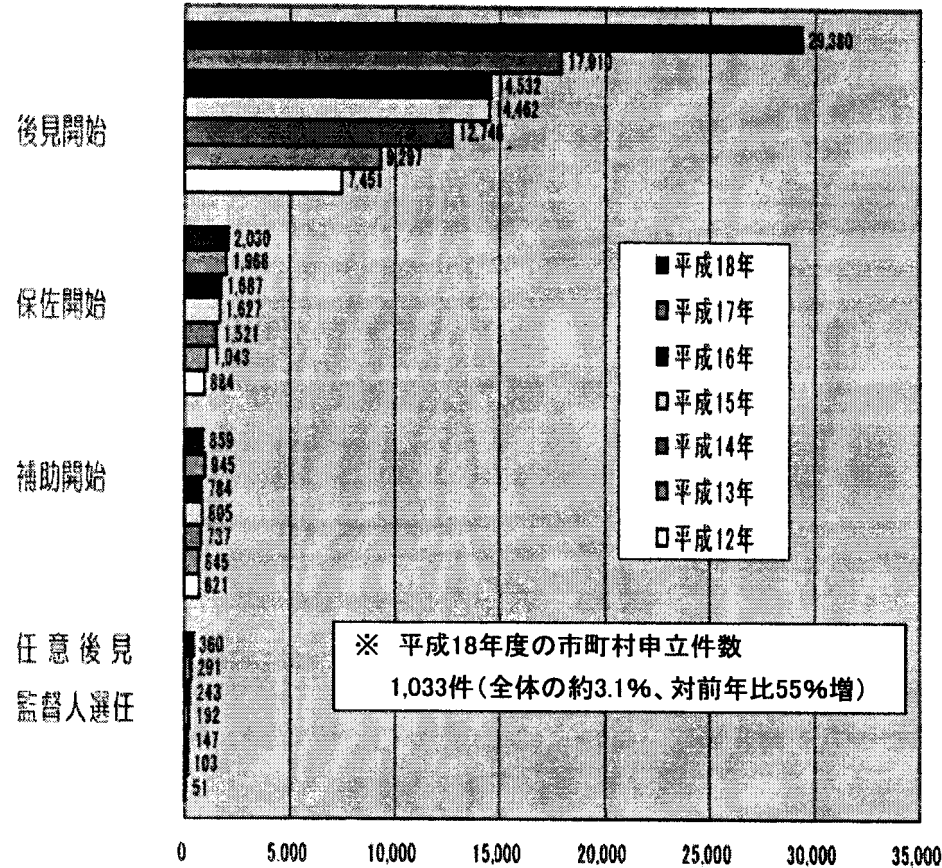
法定後見の種類	取消(同意)権	代理権
成年後見人	日常生活に関する行為以外の行為	財産に関する法律行為の代理権・財産管理権
保佐人	民法13条1項に定める行為※	家庭裁判所が定める特定の法律行為
補助人	民法13条1項に定める行為※の一部 (家庭裁判所において具体的な行為を決定)	家庭裁判所が定める特定の法律行為

※ 民法13条1項に定める行為とは、①貸したお金を返してもらうこと、②お金を借り入れること、誰かの保証人になること、③不動産などの高価な財産を購入すること、売却すること、④裁判を起こすこと、⑤贈与すること、⑥遺産の分割の話し合いや相続の放棄をすること、⑦贈与を断ること、⑧家の新築や増築をすること、⑨長期間にわたる賃貸借契約をすること。

- なお、身寄りがいないなどの理由で、申立てをする人がいない方の保護を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられている。

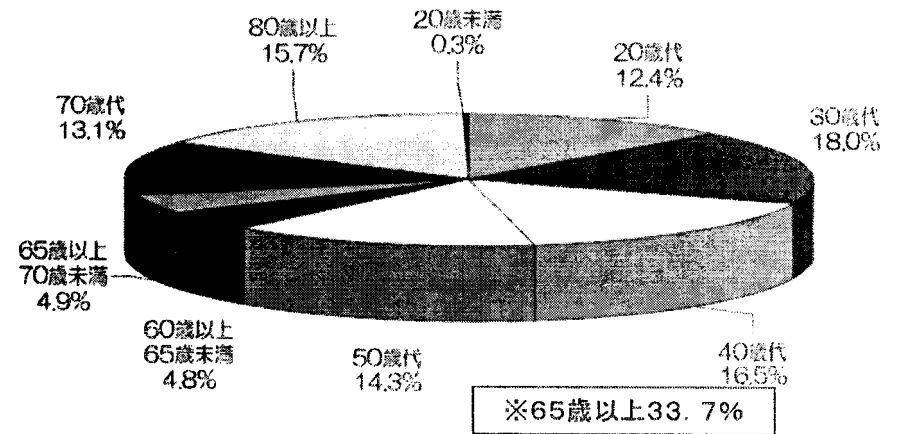
# 成年後見制度の利用実績について

＜成年後見関係事件申立件数＞

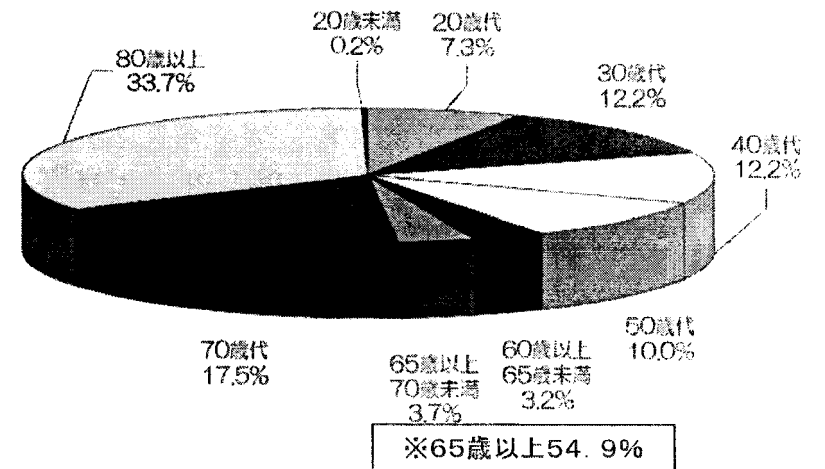


＜成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合＞

(男性)



(女性)



(注1) 各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

(注2) 平成18年4月から平成19年3月までの任意後見契約締結の登記は合計5,610件であり、1年目以降7年目までの登記件数累計は20,548件である。

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(平成18年4月から平成19年3月)